

## 今後の進め方について

### (1) 必要な措置を講ずるべきもの



本とりまとめ後、省令改正や運用改善等の必要な措置について、検討に着手し順次実施する。

- ① 分別解体等に係る施工方法に関する基準について機械施工で対応可能なケースについて明確化する等の見直し
- ② 対象建設工事の事前届出・通知における内容の充実及び効率化等の検討・実施
- ③ 元請・下請問の契約書面における再資源化等に係る記載内容の見直し
- ④ 石膏ボードの解体時の現場分別の徹底
- ⑤ 届出済みシールの現場標識貼付の全国展開
- ⑥ 行政間の情報共有等の連携策

### (2) 調査検討等の結果を踏まえて、改めて検討すべきもの



本とりまとめ後、まずは(3)の調査検討等を行ったうえで、その結果を踏まえ、改めて必要性等について検討を実施する。

- ⑦ 対象規模基準の見直し
- ⑧ 適切な届出時期の検討
- ⑨ 解体工事業に係る規制の在り方
- ⑩ 特定建設資材の指定品目の見直し
- ⑪ 行政を含む関係者が建設廃棄物の流れを把握するための「見える化」の仕組みの導入の検討

### (3) 特に優先的に調査検討を行うべきもの



本とりまとめ後、(2)の検討等に資するために、優先的に調査検討等に着手する。

- ⑫ 発生抑制の実態把握
- ⑬ 再使用の実態把握
- ⑭ 行政を含む関係者が建設廃棄物の流れを把握するための「見える化」の仕組みの検討
- ⑮ 対象建設工事の事前届出・通知率の向上策
- ⑯ 工事規模と不適正処理量との関係の調査・分析
- ⑰ 小規模工事における効率的な分別・収集・運搬の仕組みの検討
- ⑱ 事前届出における手続及び審査の効率化の検討
- ⑲ 石膏ボードの再資源化促進に向けた取組
- ⑳ 廃棄物の自ら処理の実態把握

### (4) その他の取組



本とりまとめ後、順次取組を実施する。

- 発生抑制に関する工法や技術等の情報の積極的な蓄積、共有及び周知等
  - 関係者による電子マニフェストの普及促進
  - 建設リサイクル制度に係る関係者間の情報共有、連携強化に必要な情報の提供法策についての検討及び実施
  - 分別解体等における有害物質等の取扱いに関する、関係法令による規制も含めたより一層の情報提供
  - 関係者に対する建設発生木材の縮減規定の周知徹底及び指導強化
  - 行政パトロール等の充実による不法事例の摘発の強化
- 等